6　国内法令は、医療、食事及び宿泊に係る費用並びに埋葬のための費用を負担する責任について、公の機関が当該責任を負う限りにおいて、船舶所有者に負わせないことができる。

7　船舶所有者又はその代理人は、傷病を負い、又は死亡した船員が船舶内に残した財産を保全し、及び当該船員又はその近親者に返還するための措置をとる。

B 2 指針　船舶所有者の責任

1　A 2 基準 3 (a) の規定により要求される賃金の全額の支払については、賞与を除くことができる。

2　国内法令は、傷病を負った船員が強制的な疾病保険、強制的な災害保険又は労働者の災害に係る補償の制度に基づく医療給付を請求することができる時から、船舶所有者が当該船員に係る費用を負担する責任を負わないことを規定することができる。

3　国内法令は、死亡した船員に関して社会保険又は労働者の補償に関する法令に基づき葬儀料が支払われる場合において、船舶所有者が支払った埋葬のための費用を保険機関が償還することを規定することができる。

第 3 規則　健康及び安全の保護並びに災害の防止

目的　船舶における船員の労働環境が職業上の安全及び健康を促進することを確保すること。

1　加盟国は、自国を旗国とする船舶の船員が職業上の健康の保護を与えられ、並びに安全かつ衛生的な環境の船舶内で生活し、労働し、及び訓練することを確保する。

2　加盟国は、代表的な船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、国際機関、国内の行政機関及び海運業団体が勧告する適用可能な規範、指針及び基準を考慮して、自国を旗国とする船舶における職業上の安全及び健康の管理についての国内の指針を作成し、及び公表する。

3　加盟国は、関連する国際文書を考慮して、規範に定める事項を対象とする法令を制定し、及び当該事項を対象とする他の措置をとり、並びに自国を旗国とする船舶における職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止のための基準を設定する。

A 3 基準　健康及び安全の保護並びに災害の防止

1　第 3 規則 3 の規定に従って制定する法令及びとる他の措置には、次の事項を含む。

(a)　加盟国を旗国とする船舶における職業上の安全及び健康についての政策及び計画（危険性の評価並びに船員の訓練及び指導を含む。）の策定並びに効果的な実施及び促進

(b)　船舶における職業上の災害、負傷及び疾病を防止するための合理的な予防措置（有害な水準の環境上の要因及び化学物質にさらされる危険並びに船舶内の設備及び機関の使用から生ずる可能性のある負傷又は疾病の危険を減少させ、及び防止する措置を含む。）

(c)　職業上の災害、負傷及び疾病を防止し、並びに職業上の安全及び健康の保護を不断に改善するための船舶における計画であって、その実施に当たって船員の代表者その他関係する全ての者が参加し、かつ、防止措置（工学的な及び設計の管理、共同及び個人の任務に係る手順及び手続の変更並びに個人用保護具の使用を含む。）を考慮に入れたもの

(d)　安全でない状態についての検査、報告及び是正並びに船舶における職業上の災害についての調査及び報告に関する要件

2　1 の規定は、次のことを満たすものとする。

(a)　一般的な職業上の安全及び健康の保護並びに特定の危険を取り扱う関連する国際文書を考慮し、並びに職業上の災害、負傷及び疾病の防止に関する事項であって、船員の労働について妥当するもの（特に、海上の業務に特有のもの）を取り扱うこと。

(b)　十八歳未満の船員の安全及び健康に特別の考慮を払いつつ、船舶所有者、船員その他の関係者が適用される基準並びに船舶における職業上の安全及び健康についての政策及び計画を遵守する義務を明確に定めること。

(c)　船長若しくは船長が指名する者又はその双方について、船舶における職業上の安全及び健康についての政策及び計画の実施及び遵守に関する特別の責任を負うための任務を定めること。

(d)　船舶の安全のための委員会の会合に参加するため安全に関する代表として任命され、又は選出される船舶の船員の権限を定めること。当該委員会は、五人以上の船員を有する船舶に設置する。

3　第 3 規則 3 に規定する法令その他の措置は、船舶所有者団体及び船員団体の代表者と協議して定期的に検討するものとし、必要な場合には、職業上の安全及び健康についての政策及び計画の不断の改善を促進し、並びに加盟国を旗国とする船舶の船員に職業上の安全な環境を提供するため、技術の変化及び研究の進展を考慮して改正する。

4　船舶内の職場における危険にさらされることについての許容される水準並びに船舶の職業上の安全及び健康についての政策及び計画の策定及び実施に関する適用可能な国際文書の要件を満たすことは、この条約上の義務を履行するものとみなす。

5　権限のある機関は、次のことを確保する。

(a)　職業上の災害及び疾病の報告及び記録に関して国際労働機関が作成する指針を考慮して、職業上の災害、負傷及び疾病が適切に報告されること。

(b)　職業上の災害及び疾病に関し、詳細な統計が作成され、分析され、及び公表され、並びに、適当な場合には、更に一般的な傾向及び特定された危険についての研究が行われること。

(c)　職業上の災害が調査されること。

6　職業上の安全及び健康に係る事項に関する報告及び調査は、船員の個人情報の保護を確保するようなものとし、及びこの問題に関して国際労働機関が作成する指針を考慮に入れたものとする。

7　権限のある機関は、船舶における特定の危険に関する情報を全ての船員に知らせるための措置（例えば、その危険に関係がある指示を含む公の情報を掲示すること。）をとるために船舶所有者団体及び船員団体と協力する。

8　権限のある機関は、職業上の安全及び健康の管理に関する危険性の評価を行う船舶所有者に対し、自己の船舶から及び当該権限のある機関が作成する一般的な統計から得られる適当な統計上の情報を参照することを要求する。

B 3 指針　健康及び安全の保護並びに災害の防止

B 3.1 指針　職業上の災害、負傷及び疾病に関する規定

1　A 3 基準の規定により制定することを要求される規定は、千九百九十六年の海上及び港における船舶内の災害の防止と称する国際労働機関の実施基準及びその改定版並びに職業上の安全及び健康の保護に関する他の関連する国際労働機関の基準、指針及び実施基準その他国際的な基準、指針及び実施基準（これらの文書で特定される曝露の水準を含む。）を考慮に入れたものとすべきである。

2　権限のある機関は、職業上の安全及び健康の管理についての国内の指針が特に次の事項を取り扱うことを確保すべきである。

(a)　一般的及び基本的な規定

(b)　船舶の構造上の特性（出入設備及び石綿に関連する危険を含む。）

(c)　機械類

(d)　船員が接触する可能性のあるあらゆる物の表面の極めて低い又は高い温度による影響

(e)　作業場及び船舶内の居住設備における騒音による影響

(f)　作業場及び船舶内の居住設備における振動による影響

(g)　作業場及び船舶内の居住設備における環境上の要因（たばこの煙を含む。）であって、(e)及び(f)に規定するもの以外のものによる影響

(h)　甲板上及び甲板下でとるべき特別の安全措置

(i)　荷役設備